

大多喜町地域防災計画【概要版】

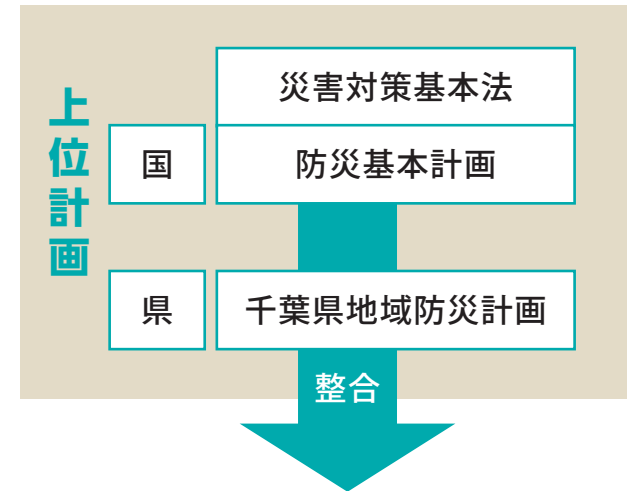
1 地域防災計画の概要

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、大多喜町及び関係機関が、災害予防、応急対策及び復旧復興に至る一連の災害対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定されます。

また、本計画は、国の防災基本計画や千葉県の地域防災計画と整合を図る必要があります。

令和3年度修正にあたっては、次の視点で修正しました。

◆大多喜町地域防災計画の位置づけ



大多喜町地域防災計画

○上位計画との整合を図る修正

○令和元年房総半島台風等の教訓や新型コロナウイルス感染症対策等を反映した防災対策の強化

○これまでに策定した各種防災に関する計画や制度の反映

○住民による自主防災活動の確立など、地域の防災力向上を目指した内容

2 計画の構成

今回の修正における計画の全体構成は、次の6編から構成しています。

第1編	総 則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理しています。
第2編	震災編	地震における災害予防対策、災害応急対策及びその後の復旧対策についてまとめています。
	震災編附編	東海地震に係る周辺地域としての対応計画及び南海トラフ地震の対策をまとめています。
第3編	風水害等編	集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等における災害予防対策、災害応急対策及びその後の復旧対策についてまとめています。
第4編	放射性物質事故編	各種大規模事故災害への対策を種別ごとに3編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等、公共交通等事故など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めています。
第5編	大規模火災等編	
第6編	公共交通等事故編	

2 大多喜町の災害リスク

本計画にて想定している災害リスクは、下記となります。

各マップの詳細は
こちら→



地震被害

想定地震◆東京湾北部地震

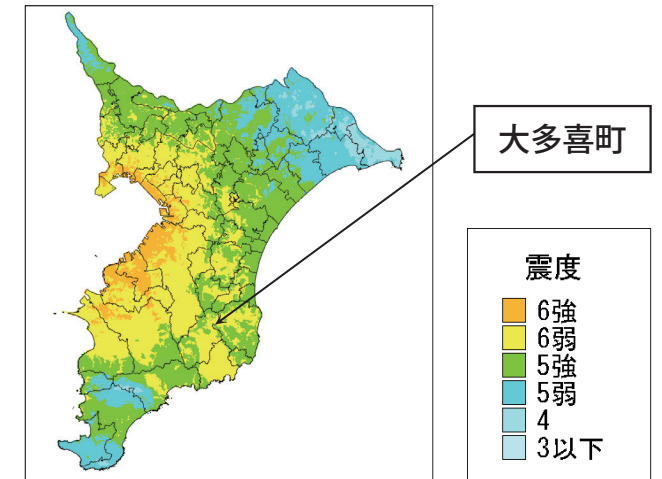
震源域の位置◆東京湾北部

震源域の深さ◆17km～33km

マグニチュード◆7.3

発生季節等◆冬季18時、風速9 m/s

⇒大多喜町では《大多喜町地震減災マップ》を作成しています。



風水害

●外水氾濫

夷隅川が氾濫した際の想定最大規模洪水浸水想定

⇒大多喜町では《大多喜町防災マップ》を作成しています。

●土砂災害

土砂災害警戒区域等

土石流危険渓流

山地災害危険地区

(山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流失危険地区) ……等

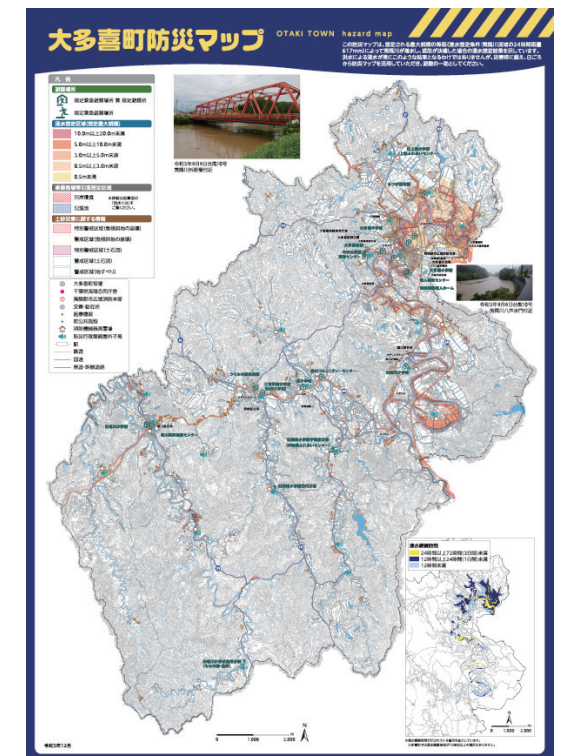
⇒大多喜町では《大多喜町防災マップ》を作成しています。

●防災重点農業用ため池の決壊

防災重点農業用ため池

(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)

⇒大多喜町では《大多喜町ため池ハザードマップ》を作成しています。



4 主な改訂ポイント

① 避難情報の見直し

災害対策基本法の一部改正により、災害時に自治体が発令する「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されました。

このため、本計画の表記についても、「避難勧告」を削除し、「避難指示」又は「避難指示等」に修正を行いました。

また、併せて、避難準備・高齢者等避難開始は「高齢者等避難」、災害発生情報は「緊急安全確保」に変更されたため、該当箇所の修正を行いました。

◆変更後

警戒レベル	避難情報等
5	緊急安全確保
<警戒レベル4までに必ず避難！>	
4	避難指示
3	高齢者等避難
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	早期注意情報（気象庁）

変更

◇変更前

警戒レベル	避難情報等
5	災害発生情報
4	避難指示（緊急）
	避難勧告
3	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	早期注意情報（気象庁）

② 町の災害対応体制の強化

大規模災害の発生に備え、避難指示等の発令等意思決定の迅速化や職員配備の見直し、避難所を迅速に開設するための体制確立、業務継続計画の策定等、庁内の災害対応体制の強化を図ることなどについて明記しました。

③ 水害・土砂災害対策の強化

本町は、過去に大水害が発生しており、地勢上、水害・土砂災害が発生しやすい環境にあります。このため、着実なハード対策と適切な警戒避難のためのソフト対策を一体的に推進し、被害の防止・軽減を図る必要があります。

その一環として、千葉県水防計画を踏まえ、水防に係る記述の充実や土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に高齢者等避難、避難指示を発令することなど、土砂災害に対する警戒避難体制について明記しました。

④ 「自助」「共助」による災害に強い地域社会の実現

人口減少と高齢化の進行等により、地域コミュニティの防災機能の低下が懸念されるため、災害被害を軽減する上で大きな力となる、「共助」の力の強化が重要です。このため、要配慮者や在宅避難者等に対して、共助や地域の福祉ネットワークによる支援を行うことなどについて明記しました。

また、「自助」の強化に向け、家庭内備蓄の推奨や災害時に的確な避難行動をとることができるよう、地域の災害リスクや取るべき避難行動等についての防災教育の充実を図ることなどについて明記しました。

「自助」「共助」にご協力をお願いします。

●自主防災組織等への参加 ●避難訓練への参加 ●災害に対する事前の備え

●災害に対する正しい知識の習得・普及

⑤ 要配慮者等の支援強化

昨今の自然災害による犠牲者の多くは高齢者が占めており、要配慮者等の避難対策は喫緊の課題となっています。

このため、本計画において、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、要配慮者利用施設等の避難確保計画等の作成により、要配慮者等を安全に避難誘導することや要配慮者等に配慮した避難所運営等について明記しました。

⑥ 大規模停電への対応

令和元年の台風15号による停電等の災害教訓を踏まえ、町域において発生の可能性のある事故災害として大規模停電災害対策について、第6編公共交通等事故編に新たに明記しました。

⑦ 避難所における感染症対策の強化

令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所等における感染症の拡大防止対策や感染症患者が発生した場合の対応、対策に必要な物資の備蓄等について明記しました。

⑧ 受援体制の整備

大規模な災害が発生し、町のみでの防災力では対応できない場合に、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急・復旧業務を迅速に遂行できるよう、町の受援体制について新たに明記しました。

⑨ その他所要の見直し

現行計画に掲載している参考・根拠資料（数値等）の時点修正、行政機構の変更に伴う修正等、所要の修正を行いました。

大多喜町地域防災計画の詳細はこちら→

